

プロポーザル説明書

秦野地域における患者の利便性を考慮した院外処方せんに応需することを目的として、次のとおり、秦野赤十字病院の敷地内に貸付 20 年間の事業用定期借地方式により保険調剤薬局を開設する事業者を募集します。プロポーザル提出に関する詳細は、日本赤十字社の諸規則及び関係法令に定めるもののほか、このプロポーザル説明書のとおりとする。

1. 募集者 神奈川県秦野市立野台一丁目 1 番地
秦野赤十字病院
院長 田中 克明

2. 事業概要

(1) 事業名 秦野赤十字病院敷地内における保険調剤薬局整備事業

(2) 事業内容 保険調剤薬局の開設、管理、運営等

(3) 事業場所（貸付対象地）

ア 所在地 神奈川県秦野市立野台一丁目 1 番地
秦野赤十字病院敷地内（別紙参照）
建蔽率 60%以内、容積率 200%

イ 地 目 宅地

ウ 面 積 各自の提案による。（要分筆登記）

エ 土地所有者 日本赤十字社

(4) 募集する保険調剤薬局の数

1 店舗

(5) 貸付期間 20 年間（事業用定期借地方式）

(6) 土地貸付料

ア 土地貸付料は、各自の提案による。

イ 土地貸付料の支払いは、土地を貸し付けた時点からとし、毎月末日までに翌月分を当院が指定する口座に振り込むものとする。但し、1 ヶ月に満たない場合は日割り計算とする。

(7) 薬局開局の時期

令和 3 年 9 月まで 工事工程については契約後に協議可とする。

(8) 貸付期間満了後の措置

貸付期間満了後は、貸付地を更地にしたうえで返還とする。但し、協議により再契約することもある。

3. プロポーザル参加資格

(1) 神奈川県内において保険調剤薬局を開設している実績を有し、必要な有資格者を配置できる者であること。

(2) プロポーザルに参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

(会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てを行っている者、又は民事再生法に基づく更生手続開始の申し立てを行っている者を含む。)

イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり、虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 秦野赤十字病院の競争入札参加資格者の資格等級において、物品の販売「医薬品・医薬用品」(222)でC等級以上の認定を受けていること。なお、資格等級の認定を受けていない場合は、事前に資格認定を受けなければならない。(申請方法は当院ホームページを参照、都度受付)

(4) 公告から選定までの期間に、日本赤十字社又は神奈川県若しくは国から指名停止等の措置を受けていないこと。

(5) 役員(役員登記されていないが、実質的に経営に参加している者を含む)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(暴力団対策法)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者と認められる者ではないこと。また、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 事業者の選定基準

※下記のプロポーザル項目を評価し、事業者を決定

評価項目	評価事項
経営計画 (20点)	①整備計画、収支計画(20年間)
運営計画 (20点)	①事業計画 ②人員配置体制 ③顧客満足度 ④地域貢献
災害対策等 (20点)	① 災害対策 ② 危機管理体制
当院への貢献度 (40点)	① 経済的貢献(使用料、費用負担等)

5. 担当部署(各種問い合わせ先)

神奈川県秦野市立野台一丁目1番地

秦野赤十字病院 用度施設課 梅津(ウメヅ) e-mail: yodo@hadano-jrc.jp

TEL: 0463-81-0994 FAX: 0463-84-5618

6. 提案書の提出

- (1) 期 間 令和3年1月19日(火)～令和3年1月21日(木)
9時～17時(12時～13時は除く)
- (2) 場 所 上記5に同じ
- (3) 方 法 持参に限る(郵送、電送は不可)
- (4) 部 数 正本1部、副本12部

7. 事業者の選定

- (1) 提案内容を審査して、最も優れた提案を行った者を事業者に選定する。
- (2) 審査は、秦野赤十字病院幹部会議で行う。
- (3) 審査結果は、令和3年1月29日(金)に当院担当者から連絡する。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否：要(公正証書)
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5に同じ
- (4) 失格となるプロポーザル提出者
プロポーザル参加資格を有する者であっても、提案書等の内容により、本件業務の履行がなされない恐れがあると当院が判断した場合、失格とすることがある。
- (5) 注意事項
 - ア 提出された提案書等は、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して日本赤十字社として指名停止措置を行うことがあること。
 - ウ 提出された書類は、事業者の選定作業に必要な範囲において、複製を作成する場合があること。
 - エ 提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出は認められないこと。
 - オ 提出された提案書等は返却しないこと。選定しなかった提案書等は、提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
 - カ 選定された事業者を公表することがある。
 - キ 提案書等は公正性、客観性を期するため公表することがある。
 - ク 提案書等の作成のため募集者から受領した資料は、募集者の了解なく公表・使用することはできないこと。
 - ケ 提案書等の作成及び提出に係る費用は提出者が負担すること。
 - コ 本件業務の履行にあたっては、秦野赤十字病院と選定された事業者と協議により設計内容等を確定することとし、日本赤十字社は選定された事業者の提案書等の記載内容に拘束されない。但し、契約にあたっては提案書の記載内容は最低限保証すること。